

議案第38号

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和元年11月21日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

地方公務員法の一部改正により成年被後見人等に係る欠格条項が削除されること等に伴い、規則の改正を行う必要がある。

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則（案）

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成12年墨田区教育委員会規則第14号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（支給対象外職員）</p> <p>第2条 条例第27条第1項前段の教育委員会規則で定める職員（条例第28条各号のいずれかに該当する者を除く。）は、次に掲げる者とする。</p> <p> 条例第27条第1項に規定する基準日（以下「基準日」という。）に新たに条例の適用を受けることとなった職員（<u>次項第4号又は第7条の適用を受ける職員を除く。</u>）</p> <p> ～ 〔略〕</p> <p>2 条例第27条第1項後段の教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる者とする。</p> <p> 退職し、又は死亡した日において前項第2号から第13号までの規定のいずれかに該当した職員</p> <p> 〔略〕</p> <p> — 法第29条の規定により免職された職員</p> <p> — 退職後新たに条例の適用を受けることとなった職員</p> <p> — 退職後引き続いて国又は他の地方公共団体等の職員となった者（支給期間におけるその者の条例の適用を受ける職員として在職した期間（第8条を除き、以下「在職期間」という。）について、当該国又は他の地方公共団体等の条例第27条及び第30条の規定に相当する規定に</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第2条 〔同左〕</p> <p> 条例第27条第1項に規定する基準日（以下「基準日」という。）に新たに条例の適用を受けることとなった職員（<u>次項第5号又は第7条の適用を受ける職員を除く。</u>）</p> <p> ～ 〔略〕</p> <p>2 〔同左〕</p> <p> 退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日において前項第2号から第13号までの規定のいずれかに該当した職員</p> <p> 〔略〕</p> <p> — <u>法第28条第4項の規定により職を失った職員（法第16条第1号に該当して職を失った職員を除く。）</u></p> <p> — 〔同左〕</p> <p> — 〔同左〕</p> <p> — 〔同左〕</p>

より支給される期末手当に相当する手当（以下「期末手当等」という。）の基礎となるべき期間に通算する措置を講じられていない場合を除く。）

（給与月額の意味）

第10条 条例第27条第2項及びこの規則において、職員の給与月額とは、次に掲げるものを除き、当該職員の基準日における給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいう。

〔略〕

基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員については、退職し、又は死亡した日の前日における給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額

～ 〔略〕

2 〔略〕

（職務段階等に応じた加算の対象職員及び加算割合）

第11条 条例第27条第4項の教育委員会規則で定める職員の区分は、基準日（基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員については、退職し、又は死亡した日の前日。以下「基準日等」という。）における別表第2左欄に掲げる職員の区分とし、同項の教育委員会規則で定める割合は、同表左欄に掲げる職員の区分に応じて同表右欄に定める割合とする。

（給料月額及び地域手当の意味）

第12条 条例第27条第4項の給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とは、次に掲げるものを除き、当該職員の基準日における給料及びこれに対する地域手当の月額の合計額をいう。

〔略〕

基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員については、退職し、又は死

〔同左〕

第10条 〔同左〕

〔略〕

基準日前1か月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員については、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日の前日における給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額

～ 〔略〕

2 〔略〕

〔同左〕

第11条 条例第27条第4項の教育委員会規則で定める職員の区分は、基準日（基準日前1か月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員については、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日の前日。以下「基準日等」という。）における別表第2左欄に掲げる職員の区分とし、同項の教育委員会規則で定める割合は、同表左欄に掲げる職員の区分に応じて同表右欄に定める割合とする。

〔同左〕

第12条 〔同左〕

〔略〕

基準日前1か月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員については、

<p>亡した日の前日における給料及びこれに対する地域手当の月額合計額</p> <p>～ 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>退職し、若しくは失職し、又は死亡した日の前日における給料及びこれに対する地域手当の月額合計額</p> <p>～ 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p>
--	---

付 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

議案第 39 号

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和元年11月21日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

地方公務員法の一部改正により成年被後見人等に係る欠格条項が削除されること等に伴い、規則の改正を行う必要がある。

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（案）

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成12年墨田区教育委員会規則第15号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（支給対象外職員）</p> <p>第2条 条例第30条第1項前段の教育委員会規則で定める職員（同条第5項において準用する条例第28条各号のいずれかに該当する者を除く。）は、次に掲げる者とする。</p> <p> 条例第30条第1項に規定する基準日（以下「基準日」という。）に新たに条例の適用を受けることとなった職員（<u>次項第4号又は第8条の規定の適用を受ける者を除く。</u>）</p> <p> ～ 〔略〕</p> <p>2 条例第30条第1項後段の教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる者とする。</p> <p> 退職し、又は死亡した日において前項第2号から第13号までの規定のいずれかに該当した職員</p> <p> 〔略〕</p> <p>___ 法第29条の規定により免職された職員</p> <p>___ 退職後新たに条例の適用を受けることとなった職員</p> <p>___ 退職後引き続いて国又は他の地方公共団体等の職員となった者（支給期間におけるその者の条例の適用を受ける職員として在職した期間（以下「勤務期間」という。）について、当該国又は他の地方公共団体等の条例第27条及び第30条</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第2条 〔同左〕</p> <p> 条例第30条第1項に規定する基準日（以下「基準日」という。）に新たに条例の適用を受けることとなった職員（<u>次項第5号又は第8条の規定の適用を受ける者を除く。</u>）</p> <p> ～ 〔略〕</p> <p>2 〔同左〕</p> <p> 退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日において前項第2号から第13号までの規定のいずれかに該当した職員</p> <p> 〔略〕</p> <p>___ <u>法第28条第4項の規定により職を失った職員（法第16条第1号に該当して職を失った職員を除く。）</u></p> <p>___ 〔同左〕</p> <p>___ 〔同左〕</p> <p>___ 〔同左〕</p>

の規定に相当する規定に基づき支給される勤勉手当に相当する手当（以下「勤勉手当等」という。）の基礎となるべき期間に通算する措置を講じられていない場合を除く。）

（勤勉手当基礎額の意義）

第9条の2 条例第30条第2項及びこの規則において、職員の勤勉手当基礎額とは、次に掲げるものを除き、当該職員の基準日における給料及びこれに対する地域手当の月額合計額をいう。

〔略〕

基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員については、退職し、又は死亡した日の前日における給料及びこれに対する地域手当の月額合計額

～ 〔略〕

2 〔略〕

（給与月額の意味）

第10条 条例第30条第2項及びこの規則において、職員の給与月額とは、次に掲げるものを除き、当該職員の基準日における給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額合計額をいう。

〔略〕

基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員については、退職し、又は死亡した日の前日における給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額合計額

～ 〔略〕

2 〔略〕

（職務段階等に応じた加算の対象職員及び加算割合）

第11条 条例第30条第4項の教育委員会規則で定める職員の区分は、基準日（基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員については、退職し、又は死亡した日の前

〔同左〕

第9条の2 〔同左〕

〔略〕

基準日前1か月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員については、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日の前日における給料及びこれに対する地域手当の月額合計額

～ 〔略〕

2 〔略〕

〔同左〕

第10条 〔同左〕

〔略〕

基準日前1か月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員については、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日の前日における給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額合計額

～ 〔略〕

2 〔略〕

〔同左〕

第11条 条例第30条第4項の教育委員会規則で定める職員の区分は、基準日（基準日前1月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員については、退職し、若

日)における別表第3左欄に掲げる職員の区分とし、同項の教育委員会規則で定める割合は、同表左欄に掲げる職員の区分に応じ、同表右欄に定める割合とする。

(給与月額及び地域手当の意義)

第12条 条例第30条第4項の給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とは、次に掲げるものを除き、当該職員の基準日における給料及びこれに対する地域手当の月額の合計額をいう。

〔略〕

基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員については、退職し、又は死亡した日の前日における給料及びこれに対する地域手当の月額の合計額

～ 〔略〕

2 〔略〕

しくは失職し、又は死亡した日の前日)における別表第3左欄に掲げる職員の区分とし、同項の教育委員会規則で定める割合は、同表左欄に掲げる職員の区分に応じ、同表右欄に定める割合とする。

〔同左〕

第12条 〔同左〕

〔略〕

基準日前1か月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員については、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日の前日における給料及びこれに対する地域手当の月額の合計額

～ 〔略〕

2 〔略〕

付 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

令和元年度 教育課題 執行計画兼実績報告書

No. 1

課題	事業名：学校における働き方改革の推進										主 管 課			庶務課		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
執行計画	出退勤システム等の導入	回線工事	実施に向けた準備(試行)		↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	
	教員の一斉休暇日の設定			↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	
実績	出退勤システム等の導入	ホームペー	サービス管理システムの準備	ホームペー	夏期の一斉休暇日の実施	全校導入	サービス管理システムの準備	ホームペー								
	出退勤システム等の導入	ホームペー	サービス管理システム	ホームペー	夏期の一斉休暇日の実施	全校導入	サービス管理システム	ホームペー								
進捗	出退勤システム等の導入	ホームペー	サービス管理システム	ホームペー	夏期の一斉休暇日の実施	全校導入	サービス管理システム	ホームペー								
進捗	出退勤システム等の導入	ホームペー	サービス管理システム	ホームペー	夏期の一斉休暇日の実施	全校導入	サービス管理システム	ホームペー								

10月実績
 ○出退勤システム等の導入
 出退勤管理システムの本稼働を開始(10/15~)
 教員を支える組織・人員体制の整備
 スクール・サポート・スタッフ配置校24校全校に臨時職員配置
 (外手小 10/9 配置)
 放課後の学校の緊急対応
 時間外の留守番電話を幼稚園、小・中学校に導入(10/15~)
 進捗：○

○ 柳島小に非常勤職員を配置。学校マネジメント強化モデル校4校全てへの完了
 時間外の留守番電話の導入にあたり、引き続き各校の状況調査を実施し、導入工事に着手

夏期の一斉休暇日の設定について、8月中旬に各校の状況を踏まえて実施
 時間外の留守番電話の導入にあたり、各校の状況調査を実施

教員の一斉休暇日の設定し、保護者等へ周知の検討
 実施方法について、7月19日契約済。11月未開設予定
 放課後の学校の緊急対応
 スクール・サポート・スタッフの増員
 6月に2校増
 時間外の留守番電話導入について検討
 保護者等に周知を6/1より配置

導入する出退勤システム及びサービス管理システム等の導入
 ホームペーの契約予定
 組織・人員体制の整備
 非常勤・臨時職員の配置
 活動指導員の手続
 学校の調整中

進捗：順調、x：遅延、：その他()

令和元年度 教育課題 執行計画兼実績報告書

No. 2

課題	2	事業名	新学習指導要領への対応							主管課	指導室		
執行計画	4月	英語 海外派遣 海外研修 外国語教育 研修会 幼・英語 道徳	海外派遣 事前研修 外国語教育 研修会	海外派遣 事前研修 海外派遣 出発式	海外派遣 事後研修 外国語教育 研修会	海外派遣 事後研修 外国語教育 研修会 TGG(中)	海外派遣 報告会	11月 外国語教育 研修会	12月 海外派遣 説明会 (学校対象)	1月 海外派遣 説明会 (保護者対象)	2月 H32 海外派遣 一次審査	3月 H32 海外派遣 二次審査	
			道徳教育 推進教師 連絡会	道徳教育 推進教師 連絡会							道徳教育 推進教師 連絡会		
			教科書採択 教科書 調査委員会	教科書検討 委員会		小学校 教科書採択 中学校 教科書採択							
進捗		その他	学校サポート 訪問 がん教育 認知症体験 救命講習 アマガミ ICT 他										
		各研修会											
実績		海外派遣 ・オリエン テーション 実施 外国語教 育研修会 ・第1回実 施(NIT業 務委託説明 含む) 教科書採 択 ・教科書採 択調査委員 会実施	海外派遣 事前研修 第3回海外 研修会実施 外国語教育 研修会 教材を利用 したアット ンについて 教科書採 択委員会 の実施 サポート 訪問の実施	海外派遣 ・事前研修、 出発式、海外 派遣実施 道徳教師連 絡会 ・授業観察、 協議 教科書採 択委員会 の実施 ・教育委員 会への報告 書の提出 サポート 訪問の実施	海外派遣 ・海外派遣 事後研修 外国語教育 研修会 ・夏季研修 第4,5回外 国語教育研 修会実施 「基本的な外 国語活動・外 国語科の指 導法について 」 「新学習指導 要領に向けて 」 「読むこと・書 くこと」の指 導法について 」 教科書採 択	海外派遣 ・事後研修 第6回外 国語教育研 修会 ・授業参観 サポート 訪問	10月実績 海外派遣 TGG体験 ○がん教育 ○認知症サポ ーター養成講 座 既に実施した 学校 訪問小6/21	11月 152名参加 両国中 10/8 既に実施した 学校 今後の予定 寺島中 1/16 本所中 2/8 豎川中・吾 嬬第二中 3/6 文花中 3/13	12月 海外派遣 説明会 (学校対象)	1月 海外派遣 説明会 (保護者対象)	2月 H32 海外派遣 一次審査	3月 H32 海外派遣 二次審査	

進捗 : 順調、× : 遅延、 : その他 ()

令和元年度 教育課題 執行計画兼実績報告書

No. 3

課題	3	事業名：学力向上新3か年計画（2次）の策定					主管課			すみだ教育研究所		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
計画策定	検討方針作成	第1回検討会		第2回検討会		第3回検討会		教育委員会決定	議会報告 学校への周知			
	国調査実施(18) 区調査実施(23) メッセージ送付 マネジメント推進校決定、計画取りまとめ 放課後補習等(中学校図書館を含む) チャレンジ教室 研究所二ユース発行	第1回検討会 マネジメント推進校訪問、予算配当 春期放課後補習	区調査結果返却	都調査実施(4)	学力向上ヒアリング	区調査報告会 学習ふりかえり期間	調査結果を各校HPに掲載				指導のポイントを各校へ周知 学習ふりかえり期間	
執行計画		マネジメント推進校訪問、予算配当 春期放課後補習		区調査結果分析	夏休み補習(小学校) 夏休みチャレンジ教室(中学校)		学力向上推進会議				学力向上推進会議	
							土曜日：秋 放課後：中				土曜日：冬 放課後：後	
進捗	国調査実施 区調査実施 メッセージ送付 マネジメント推進校決定 放課後補習等実施 チャレンジ教室実施 計画の検討 研究所二ユース発行	第1回検討会 マネジメント推進校訪問、予算配当 春期放課後補習開始	区調査結果返却 放課後補習等実施 春期放課後補習 研究所二ユース発行	第2回検討会 都調査実施 メッセージ送付 区調査結果分析 春期放課後補習実施	学力向上ヒアリング 区調査結果分析 夏休み補習(小学校) 夏休みチャレンジ教室(中学校)	第3回検討会 区調査報告会 学力向上ヒアリング 学習ふりかえり期間 区調査結果分析 研究所二ユース発行	10月実績 ○区及び国の調査結果を各校HPに掲載 ○学習ふりかえり期間に伴い、各学校が学習内容の復習を実施 ○秋期(土曜日)チャレンジ教室の実施(立吾小) ○中期(放課後)チャレンジ教室の実施(錦系小・墨田中・文花中) ○研究所二ユースの発行(7日・21日・23日)					
	実績											

進捗：○：順調、×：遅延、：その他（ ）

令和元年度 教育課題 執行計画兼実績報告書

No. 4

課題	4	事業名	幼保小中一貫教育推進計画の実施							主管課	すみた教育研究所	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
執行計画	学習指導に関する取組生活指導に関する取組就学・進学を意図した取組 小すたとブック配付	担当者連絡会開催(5/10)補助金の支出連絡協議会	英語活動実施園・校の調整、決定	英語活動の実施			連絡協議会			幼保小中一貫教育フォーラム(1/28)		補助金の精算
進捗	一貫教育巡回指導員による助言・指導等 各ブロック担当者会議の開催 小学校すたとブック配付順次配布中	担当者会議の開催補助金の支出の準備 連絡(教育)協議会の開催	連絡(教育)協議会の開催 小学生部活動体験・授業見学生すたとブック配布	担当者会議の開催 連絡協議会の開催 夏季分科会の開催	分科会の開催(寺島中ブロック) 小学校教員による保育参観 寺島中ブロック	英語活動体験(園児対象) ・桜堤中ブロック・吾二中ブロック・文花中ブロック 中学校体験(小学6年生対象) ・桜堤中ブロック	10月実績 ○5歳児対象の英語活動 堅川中ブロック(2日) 本所中ブロック(23日) 墨田中ブロック(28日) ○幼保小中一貫教育協議会 桜堤中ブロック(23日) 錦系中ブロック(29日) 文花中ブロック・墨田中ブロック・堅川中ブロック(30日) ○中学校体験 吾二中ブロック(1日) 墨田中ブロック(4日) 進捗：○				中ブレブック配布	

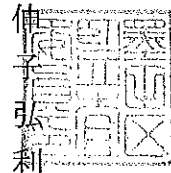
進捗 : 順調、x : 遅延、 : その他 ()



31 墨監第305号
令和元年10月23日

墨田区教育委員会教育長
加藤 裕之 様

墨田区監査委員	長谷川	昌	仲子弘利
同	福島	優	
同	寺田	政	
同	高橋	正	

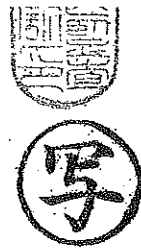


令和元年度定期監査（第1回）の結果に基づき区長等が講じた措置の公表について（通知）

このことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、下記のとおり措置結果を公表したので、通知いたします。

記

- 1 公表方法
墨田区告示式による。
- 2 公表日
令和元年10月23日
- 3 公表文
別紙のとおり

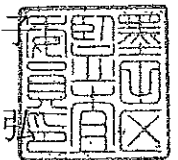


墨田区監査委員公告第 4 号

令和元年度定期監査（第1回）の結果に基づき講じた措置について、墨田区長及び墨田区教育委員会教育長からそれぞれ別紙のとおり通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

令和元年10月23日

墨田区監査委員	長谷川 昌 伸
同	福 島 優
同	寺 田 政
同	高 橋 正 利



31墨教庶第1040号

令和元年9月19日

墨田区代表監査委員

長谷川 昌伸 様

墨田区教育委員会教育長

加藤 裕



令和元年度定期監査（第1回）の結果の取扱いについて（報告）

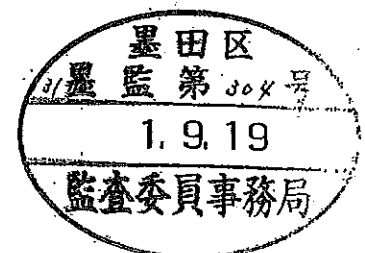
令和元年8月22日付け31墨監第222号により通知のあったこのことについて、別紙のとおり措置を講じたので報告します。

【担当】

教育委員会事務局

庶務課庶務・教職員担当

小野澤（内線5104）



令和元年度定期監査（第1回）の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区教育委員会教育長

監査委員意見について

監査結果の内容	措置内容
<p>(1) 事務処理の適正化について</p> <p>今回の監査で指摘に挙げた事例については、いずれも事務処理上の些細なミスが発端で、結果として重大なミスに至ったものである。そのほか指導・注意事項に挙げた事例の多くも職員の不注意により生じたものであることから、各課において同じミスを繰り返しの起こさないよう検証を行ったうえで改善策を講じ、しっかりと職員の資質向上を図っていただきたい。</p> <p>また管理監督者においては、講じられた改善策が機能しているかどうか定期的にチェックを行うなど、再発防止に努めるよう要望する。</p>	<p>(1) 事務処理の適正化について</p> <p>教育行政にかかる事務を適正に処理するため、日々の職員の意識醸成や資質向上、チェック体制の強化を進めてきているが、依然として帳簿の記帳・管理等に誤りが見られる。</p> <p>今後とも、前例踏襲による事務処理を行うのではなく、根拠法令及びマニュアル等に沿った事務処理を行うよう、各職員への意識付けを徹底し、正しい事務の遂行に努めていく。また、文書等による職員への定期的な注意喚起や、組織としてのチェック体制を更に強化し、再発防止に努めていく。</p> <p>学校における事務処理については、毎年の監査において指導・注意のあった項目ごとに集計を行い、重要と判断した項目や、起こりやすい誤り等を抽出し、重点的に指導している。今後も引き続き、教育委員会事務局内の指導体制を整え、校長会・副校長会・事務職員会等で周知徹底を図るとともに、直接学校に向いて、チェック・助言するなど、適正な事務処理ができるよう指導していく。</p>

(2) 施設等の安全管理について

各施設における利用者の安全確保の観点から、毎年、防火防災管理体制や避難経路、消防用設備等の状況、さらには区立学校における毒物・劇物の管理状況等の確認を行っているが、今回の監査においては、複数の施設で非常口扉や屋内消火栓、消火器の前に障害物を置いて、災害時・緊急時の安全が確保されていない状況が見られた。

各施設においては利用者の安全を第一に考え、またこれらの施設は区民の貴重な財産との認識に立ちながら、徹底して防火・防災に取り組み、利用者の安全確保に努められたい。

区立学校における毒物・劇物の管理については、おおむね適正に管理されていたが、この毒物・劇物を管理している理科準備室内について、整理整頓がされていない状況が一部の学校で確認された。

使用済みや不要となった薬品類、消耗品、廃棄が必要な備品、実験器具類は適時適切に処分し、スムーズな観察や実験ができる環境づくりに努め、理科教育の充実と安全指導につなげていただきたい。

(2) 施設等の安全管理について

施設の安全管理については、非常口扉や屋内消火栓等の前に障害物が置かれている施設が複数あった。今後は、教育委員会事務局内の指導体制を更に強化し、各施設は利用者の安全が第一であること等について、校長会・副校長会・事務職員会等で周知徹底を図るとともに、直接学校に向いて、チェック・助言するなど、施設等の安全管理について徹底していく。

区立学校における毒物・劇物の管理については、医薬用外毒物及び医薬用外劇物の表示、保管庫内の容器の転倒防止策を講じる等の取組を進めてきたところである。今後とも、不用品の速やかな廃棄処理や室内の整理整頓等、環境づくりの観点も含めた、管理者及び管理責任者による定期点検を確実に実施し、安全指導面についても組織的に進めていく。

第 9 回税に関する絵はがきコンクール入賞者に対する表彰状の交付について

墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第 3 条に基づく教育長の臨時代理により、下記のとおり教育委員会賞を授与したので報告する。

記

1 事業名

第 9 回税に関する絵はがきコンクール

2 主催者

公益社団法人本所法人会女性部会及び公益社団法人向島法人会女性部会

3 交付年月日

令和元年 11 月 18 日（月）

4 受賞者

(1) 本所法人会

石江 桜子（いしえ さくらこ）

(2) 向島法人会

新田 芽生（にった めい）

5 根拠規定

墨田区教育委員会表彰状交付基準要綱第 2 条第 1 項第 5 号

第 6 6 回墨田区文化祭入賞者に対する表彰状の交付について

墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第 3 条に基づく教育長の臨時代理により、下記のとおり教育長賞を授与したので報告する。

記

- 1 事業名
第 6 6 回墨田区文化祭
- 2 主催者
墨田区・墨田区文化連盟
- 3 交付年月日
令和元年 1 1 月 3 日（日）
- 4 受賞者一覧
別紙のとおり
- 5 根拠規定
墨田区教育委員会表彰状交付基準要綱第 2 条第 1 項第 5 号

第66回墨田区文化祭 教育長賞受賞者一覧

(1) 展示部門

絵画	本	間	和	子(ほんま かずこ)
陶芸	大	港	幸	男(おおみなと ゆきお)
水墨画	浜	野	久	子(はまの ひさこ)
花道	伊	東	真	美(いとう まみ)
書道	関	川	玉	泉(せきかわ ぎょくせん)
写真	高	野	紀	昭(たかの のりあき)
俳句	榎	本	卯	浪(えのもと うなみ)

(2) 大会部門

民謡	入賞者なし
	台風19号の影響により民謡民舞大会が中止となったため
詩吟	林 一 城(はやし いちじょう)
珠算(一部)	河 田 修 弥(かわだ しゅうや)
珠算(二部)	棚 橋 弘 翔(たなはし ひろと)
珠算(三部)	岡 部 こゆき(おかべ こゆき)
珠算(四部)	渡 辺 香 音(わたなべ かのん)

令和2年度区立幼稚園入園の応募状況について

令和元年11月21日現在

幼稚園名	募集人数	申込人数	空き人数	備考
緑	35	32	3	
柳 島	35	13	22	
菊 川	35	14	21	
第三寺島	35	24	11	
曳 舟	35	18	17	
八 広	35	15	20	
立 花	35	18	17	
合 計	245	134	111	

1学級：定員35人

令和2年度区立小学校 希望選択申込結果について

令和元年11月5日現在

小学校	学区域内 住基人数 1	他学区から の申込人数 (増人数)	学区域内他学 区申込 (減人数)	入学見込人数(2) (学区域内人数)(3)	受入可能 人数	入学予定人数 (4)	当選人数	(補欠予定 人数)
緑	89		21	68 (68)		68		全員入学可
外 手	80	8	6	82 (74)	85	82		全員入学可
二 葉	123		11	112 (112)		112		全員入学可
錦 糸	100	11	44	67 (56)	104	67		全員入学可
中 和	44	21	11	54 (33)	50	54		全員入学可
言 問	49	3	20	32 (29)	50	32		全員入学可
小 梅	63	15	2	76 (61)	85	76		全員入学可
柳 島	82	16	20	78 (62)	85	73	11 (5)	
業 平	79	45	4	120 (75)	85	85	10 (35)	
両 国	76	13	4	85 (72)	85	85		全員入学可
横 川	70	9	7	72 (63)	85	72		全員入学可
菊 川	73	23	17	79 (56)	85	79		全員入学可
第三吾嬬	63	31	6	88 (57)	85	81	24 (7)	
第四吾嬬	36	18	16	38 (20)	50	38		全員入学可
第一寺島	56	18	8	66 (48)	85	66		全員入学可
第二寺島	79	27	12	94 (67)	85	85	18 (9)	
第三寺島	67	15	18	64 (49)	67	64		全員入学可
曳 舟	97		7	90 (90)		90		全員入学可
中 川	63	8	23	48 (40)	64	48		全員入学可
東 吾 嬬	38	26	11	53 (27)	50	53		全員入学可
押 上	69	16	12	73 (57)	85	73		全員入学可
八 広	117	2	29	90 (88)	118	90		全員入学可
隅 田	58		2	56 (56)		56		全員入学可
立花吾嬬の森	60	9	12	57 (48)	85	57		全員入学可
梅 若	67	2	13	56 (54)	85	56		全員入学可
合 計	1,798	336	336	1,798 (1,462)	1,658			

1 学区域内住基人数...令和元年11月5日現在

2 入学見込人数...学区域内で他の小学校を希望しなかった児童と、学区域外からの申込人数の合計

3 学区域内人数...学区域内住基人数から他学区申込者を引いた人数

4 入学予定人数...抽選未実施校:(学区域内人数)+(他学区からの申込人数)

抽選実施校:(学区域内人数)+(当選人数)

補欠となる予定の児童は抽選会未実施のため、入学予定人数には含まれていない。

の学校が抽選実施対象校(4校)

令和2年度区立中学校希望選択申込結果について

令和元年11月5日現在

中学校名	学区域内住基人数 (1)	他学区域からの 申込人数 (増人数)	学区域内から 他学区申込 (減人数)	入学見込人数(2) (学区域内人数)(3)	受入可能 人数	入学予定 人数 (4)	学級数 1クラス /40人 (5)	当選 人数	(補欠予定 人数)
墨田	159	32	38	153 (121)	180	153	4	全員入学可	
本所	164	60	40	184 (124)	180	149	4	25 (35)	
両国	219	242	20	441 (199)	220	211	6	12 (230)	
豎川	160	39	55	144 (105)	180	144	4	全員入学可	
錦糸	215	16	120	111 (95)	220	111	3	全員入学可	
吾孺第二	105	22	30	97 (75)	140	97	3	全員入学可	
寺島	110	76	35	151 (75)	140	115	3	40 (36)	
文花	179	12	101	90 (78)	220	90	3	全員入学可	
桜堤	212	6	74	144 (138)	220	144	4	全員入学可	
吾孺立花	162	33	25	170 (137)	180	170	5	全員入学可	
合計	1,685	538	538	1,685 (1,147)	1,880				

1 学区域内住基人数...令和元年11月5日現在

2 入学見込人数...学区域内で他の中学校を希望しなかった児童と、学区域外からの申込人数の合計

3 学区域内人数...学区域内住基人数から他学区申込者を引いた人数

4 入学予定人数...抽選未実施校:(学区域内人数)+(他学区からの申込人数)
抽選実施校:(学区域内人数)+(当選人数)

補欠となる予定の児童は抽選会未実施のため、入学予定人数には含まれていない。

5 「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」で、中学校は40人学級と定められているが、都では独自に中1ギャップ対策として、35人学級への措置も可能としている。

の学校が抽選実施対象校(3校)